

## Q & A (よくある質問について) 令和2年11月2日更新

### ◎令和3年度4月入所申込について

Q 「令和3年度保育所入所のご案内」はいつ配布されますか？	A 幼児保育課窓口で、10月12日(月)から配布し、ご案内及び申込書等の必要書類はつくば市ホームページで掲載しています。
Q 幼児保育課以外で、「令和3年度保育所入所のご案内」はどこでもらえますか？	A 桜・豊里・大穂・荃崎・筑波・谷田部の各窓口センターおよび公立・私立の各保育所(園)で配布しています。
Q 令和3年4月に新規開園される保育所(園)はありますか？	A つくば市ホームページの「保育施設の新規開園情報(令和3年(2021年)4月開園予定)」に掲載しています。
Q 令和2年度入所申込みと、令和3年度入所申込みのいずれも行う場合、勤務証明書(令和2年度様式)と、就労証明書(令和3年度様式)の両方が必要ですか？	A 就労証明書(令和3年度様式)をご用意いただければ、勤務証明書(令和2年度様式)は不要です。
Q 「令和3年度保育所入所のご案内」の「保育にあたれない証明書」(6ページ)に、②「育児休業中の場合」の必要書類で、「就労証明書(就労中)」(復職後1か月以内に提出)とありますが、4月入所申込時は提出は必要ないのでしょうか？	A お申込みの際に、「就労証明書(就労中)」を提出してください。復職後1か月以内に、お申込み時に提出していただいた「就労証明書(就労中)」の記載内容と、No.15「復職年月日」欄を事業所で証明してもらい、再度「就労証明書(就労中)」を提出してください。申込時と復職後の計2回「就労証明書(就労中)」の提出が必要となります。
Q 上の子が令和3年度4月の継続確認申請、下の子が令和3年度の4月入所申込みをする場合、就労証明書はそれぞれ原本の提出が必要ですか？	A いいえ。下の子の申込みに原本、上の子の継続確認申請に写し(コピー)をご提出ください。 なお、写し(コピー)には余白に令和3年度4月入所の申請に原本を添付済みと朱書きでご記入ください。

## 1 入所について

Q1 先着順で入所者を決めるのですか？	A1 先着順ではありません。お申込みいただいた方の申込書の内容を点数化し、点数の高い方から選考します。ただし、点数および希望順位が同じ方がいる場合は、年度内で待機している月数が長い方が優先される場合があります。
Q2 希望施設はいくつまで記入できますか？	A2 3園まで記入できます。ただし、3園すべて記入しなくても申込みは可能です。
Q3 空きのない保育所への申込みはできますか？	A3 可能です。空きが0の場合でも、転所や退所等により枠ができる場合もあります。入所月の前月1日頃に、つくば市ホームページで「保育施設空き状況」を公開していますが、空き状況の公開前でもお申込みは可能です。また、締切日までは希望施設の変更も可能です。
Q4 見学の申込みはどこにすればよいですか？	A4 希望施設に直接ご連絡をお願いします。
Q5 申込みの度に就労証明書を用意しなくてはならないですか？	A5 就労証明書の有効期間はおおむね3か月ですので、入所希望月の締切日から3か月以内に発行された証明書であればご利用いただけます。最初のお申込みの際に、原本の写しをとっておくようお願いします。
Q6 現在は無職だが今後働きたいと思っています。仕事を探すために保育所を利用したい場合、保育所の申込みはできますか？	A6 可能です。ただし、入所が内定した場合、入所日から3か月以内に就職し、就労証明書を提出してください。提出がない場合は退所となります。
Q7 保育所と幼稚園との併願はできますか？どのような手続きをすればよいですか？	A7 保育所と幼稚園の併願は可能です。保育所は、幼児保育課にお申込みください。また、幼稚園については、希望する園に直接お申し込みください。

<p>Q8 現在海外に居住しています。令和3年3月につくば市に引っ越すことになり、4月からつくば市の保育所等に入所したいのですが、手続きはどのようにすればよいですか？</p>	<p>A8 つくば市の申込み締切日までに、郵送でお申込みください。就労証明書や海外での収入がわかる書類が外国語で表記されているものについては、必ず日本語に翻訳した上でご提出ください。</p>
<p>Q9 ならし保育は転所でも必ずしなくてはならないですか？また、期間はどのくらいですか？</p>	<p>A9 子どもは環境や生活の急激な変化に適応しにくい場合が多いので、徐々に集団生活にならすため、転所の方でもならし保育が必要です。ならし保育は、入所の平日5日間を目安としていますが、場合により延長となることもあります。入所(転所)直後から長時間の利用はできませんのでご注意ください。</p>
<p>Q10 障害児の優先入所枠はありますか？</p>	<p>A10 ありません。選考の結果、内定になった場合でも、面接や健康診断で集団保育が難しいと判断された場合は、入所ができない場合があります。また、病気や障害の程度によっては、集団保育が可能である旨記載の診断書等をいただく場合や、受入体制が整うまで入所をお待ちいただく場合がありますので、お申込みの前に希望施設に見学・相談を行うことをおすすめします。</p>
<p>Q11 入所内定を辞退した場合、今後の選考で不利になりますか？</p>	<p>A11 内定辞退された方へのペナルティ(点数の減算等)はなく、今後の選考でも不利になることはありません。しかし、内定辞退により、選考作業が遅れる、本来内定できた方が内定できない等大きな影響が出ています。申込み前に、相談、施設の見学等を行い、十分にご検討した上でお申込みください。辞退の場合は、至急幼児保育課および内定した施設にご連絡ください。</p>
<p>Q12 現在育児休業中で、0歳児と3歳児の子どもの保育所入所を申し込んでいます。3歳児の子のみが内定し、0歳児の子は保留になりました。0歳児の子の内定が出るまで復職を待ってもらうことはできるのでしょうか？</p>	<p>A12 復職の延期はできません。3歳児のお子様の入所月に復職できなければ入所取消(退所)となります。0歳児のお子様は、認可外保育施設等の利用をご検討ください。</p>
<p>Q13 現在、育児休業中です。保育所内定の連絡をもらいましたが、復職する際に気を付けることはありますか？</p>	<p>A13 『復職』とは、育児休業の承認を受けた会社に職場復帰することを指します。以下の①～④に該当する場合は入所取消(退所)になります。①育児休業取得前に就労していた勤務先を退職した場合 ②入所月の月末までに復職をしない場合 ③復職後に育児休業取得前の就労日数または時間が短くなる(育児短時間は除く)場合 ④復職後の派遣先が未定で復職できない場合 また、有給休暇、お子様の体調不良によるお休み等で、実質的に入所月の末までに復職しない場合も認められません。</p>
<p>Q14 里帰り出産で2か月以上保育所を休む予定です。退所にはならないですか？</p>	<p>A14 連続する2か月間で1日でも登所すれば退所にはなりません。(例:9月15日から里帰り出産で保育所を休み、11月に1日のみ登所)里帰りの日程が決まりましたら幼児保育課と入所中の施設にご連絡をお願いします。</p>

<p>Q15 入所中の子ども、または保護者が入院することになりました。退所になってしまいますか？</p>	<p>A15 1か月以上保育所を休む場合は退所の対象となります。入院等家庭状況の変化などにより保育状況が変わる場合は幼児保育課にご連絡・ご相談ください。</p>
<p>Q16 保護者の片方が海外にいます。海外にいる保護者の「保育にあたれない証明書」も必要ですか？</p>	<p>A16 必要です。国外にいる保護者の「保育にあたれない証明書」が提出できない場合、保育園を利用することはできません。既に保育園に入所している児童については退園となります。</p>

## 2 認定について

<p>Q17 2号認定に該当する(保護者が働いている等)場合でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？</p>	<p>A17 可能です。預かり保育の利用は、直接施設にお申込みください。預かり保育を利用する場合、無償化の認定手続も必要ですので、預かり保育を利用する前に、幼児保育課にお越しく下さい。なお、公立幼稚園の預かり保育は、夏期休業等の長期休業期間中のみとなります。</p>
<p>Q18 支給認定(保育の必要性の認定)のみを受けることはできますか？またその場合、どのような手続きが必要ですか？</p>	<p>A18 可能です。支給認定のみご希望の方は、以下の書類を幼児保育課に提出してください。＜手続きに必要な書類＞1 教育・保育給付認定申請書兼教育・保育施設等利用申込書 2 保育にあたれない証明書</p>
<p>Q19 認定証の有効期間が途中で切れているときはどうすればよいですか？</p>	<p>A19 &lt;3か月で切れている場合&gt; 就労証明書(採用内定済)、もしくは求職活動に関する申立書で申請した方には有効期間3か月で認定しています。認定期間を延長し、入所期間を延長するためには、認定の有効期間内に認定変更申請を行ってください。 &lt;3か月の期間にあてはまらない場合&gt; 保育にあたれない事由に期限がある方(例:就学者の卒業予定日、診断書・障害者手帳の有効期間、育児休業・産前産後休業など)は期限まで認定されます。有効期間の延長を希望する場合には、有効期間終了の1か月前までに、以下の書類を幼児保育課にご提出ください。1 支給認定変更申請書 2 保育にあたれない証明書</p>

### 3 利用者負担額(保育料等)について

Q20 保育料等を滞納した場合はどうなりますか？	A20 保育料等を滞納し、督促に応じない場合、差押等滞納処分の対象となります。納入計画(分納・児童手当からの天引き等)についてはご相談に応じておりますので、幼児保育課にお問い合わせください。
Q21 保育料等の支払いを忘れ、納付書の納期限が過ぎた場合は、どのように支払えばよいですか？	A21 金融機関の窓口であれば、納期限が過ぎた納付書でもお支払いが可能ですので、早急にお支払いください。なお、コンビニでのお支払いをご希望の場合は、幼児保育課にお問い合わせください。
Q22 口座の残高不足で保育料等の引き落としがされなかったときは、どうすればよいですか？	A22 保育料等の振替ができなかった場合は、振替不能であることを確認した後に納付書を送付いたしますので、早急にお支払いください。納期限内であれば、コンビニでもお支払いが可能です。
Q23 申込書に書いた代表保護者と保育料引き落とし口座との名義が異なりますが、問題ないですか？	A23 児童の保護者名義の口座であれば、問題ありません。